# Ⅱ住宅施策

# 1.住宅施策に関連する県計画の策定

本県では、少子高齢化の急速な進展や人口減少社会の到来等の社会経済情勢の変化や住宅事情等の変化、また、住宅の「量」の確保から住生活の「質」の向上への転換を図るための住生活基本法の施行等の要因により、平成18年度に、これまでの「千葉県住宅マスタープラン」に替えて、県民の豊かな住生活の実現に向けた基本計画として「千葉県住生活基本計画」を策定しました。

この「千葉県住生活基本計画」をはじめ、住宅政策 に関する以下の計画を策定して施策の展開を推進して います。

## (1) 千葉県住生活基本計画

#### 計画期間

平成18年度から平成27年度までの10年間。

なお、社会経済情勢等の変化に対応するため、政 策評価を行い原則として5年ごとに見直しを行いま す。

#### 目的

この計画は、県民の豊かな住生活の実現に向けて、 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する理念、 施策の目標及び推進すべき方向性等を定め、住生活 の安定向上に関する施策を総合的かつ計画的に推 進することを目的としています。

## 計画の位置づけ

この計画は、「千葉からの『変革と創造』、「あすのちばを拓く10のちから」等の上位計画を踏まえ、住生活基本法第17条第1項の規定に基づき定める計画です。

## 理念

県民が豊かな生活を送るためには、住宅や住宅周辺の居住環境及び生活支援サービス、さらには住生活を支える土台となる地域社会の構築が必要であり、これらについて世代を超えて承継していくことが重要となります。

また、このことを進めるにあたっては、行政及び 多様な組織、分野間の機動的な連携・協働が必要と なります。 これらのことから理念として、

次世代へみんなで引き継ごう!

「豊かな住まい・環境・地域社会」

~ 連携と協働による豊かな住生活の実現~ を掲げています。

## 施策体系

この理念を実現するために、「コミュニティ重視」「ストック重視」、「市場重視」、「関連する施策分野との連携」、「地域特性に応じたきめ細かな対応」の以上の『5つの横断的視点』から『総合的目標』及び『6つの分野別目標』を定め、施策を推進していくこととしています。

#### 総合目標

この計画の総合目標として「県民の豊かな住生活の実現」を目指します。

6 つの分野別目標

# 1)住生活を支える豊かな地域社会の実現

地域に誇りと愛着を持って人々が生き生きと暮らし、自己の権利と責任を自覚する県民がお互いに支え合い、次世代に引継がれる自立した地域社会を目指します。

# 2)良質な住宅ストックの形成

県民が安全で安定した生活が送れる住宅づくりと適切に維持するための環境づくりを目指します。

#### 3)良好な居住環境の形成

次世代の県民も安心して暮らし続けられるような 居住環境の形成とシステムの構築を目指します。

# 4)住宅市場の環境整備

県民がそれぞれの二 - ズに合わせてゆとりある住宅・住環境を適切に選択できるような市場環境の整備を目指します。

## 5)住宅セーフティネットの確保

全ての世帯が、その世帯構成等に応じ、必要不可欠な住宅が確保できるような環境の構築を目指します。

## 6)地域特性に応じた施策の展開

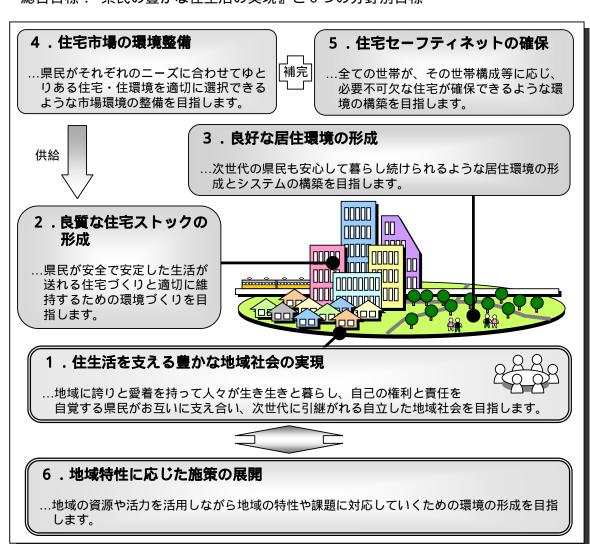
地域の資源や活力を活用しながら地域の特性や課題に対応していくための環境の形成を目指します。

これらの各々の目標をもとに「成果指標」を定め、 各種施策を推進し、施策の進捗状況やその効果を把握、 検証し定期的に計画の見直しを行い、将来にわたり計 画の実効性を高めていくこととします。

# 理念と横断的視点及び目標



総合目標:『県民の豊かな住生活の実現』と6つの分野別目標



目標

総合目標

県民の豊かな住生活の実現



住宅に対する満足度(満足、まあ満足の割合): 54.7% (H15) 60.0% (H22) 住生活に関する満足度(満足、まあ満足の割合): (H19 から調査) 増加を目指す

1 . 住生活を支える豊かな地域社会の 実現 短期 **長期** 行政 (民間・NPO等) 市民活動が、地域において以前よりも活発となってきたと思う人 の割合 26.9% (H17) 増加 (H20)

基本福祉フォーラム及び小域福祉フォーラムの設置数

7箇所(H17) 656箇所(H20)

自主防災組織の組織率 53% (H17) 70% (H22)

自主防犯パトロール隊の数 1,404 団体(H18.12 末) 増加(H27) まちづくりにおいて国・県・市町村・住民団体・NPO等との協 働・参画が行われている市町村の割合(協働・参画市町村数の割

合) 76.8% (H17) 80.4% (H22)

要保護児童対策地域協議会設置市町村数 20 市町村(H18) 全 56 市町村(H20) (1)次世代に承継 する、誇りと愛着の 持てる地域社会 住民自らが育む持続可能な質の高いコ ミュニティづくり

多世代で、地域内に住み続けられる居住 システムの構築

(2)人々が生き生 きと暮らし、互いに 支え合う地域社会 高齢者等が安心して住み続けられる地 域づくり

子育て世帯が安心して暮らせる地域づ くり

若者が支える地域活動の展開

2. 良質な住宅ストックの形成



新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%(H15) 90%(H27)

誘導居住面積水準達成率 54%(H15) 60%(H22)

共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車いす・ベビーカーで 通行可能な住宅ストックの比率 10%(H15) 25%(H27)

一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率 12%(H15) 25%(H27)

リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 2.2%(H11~15平均) 5%(H27) (1)住宅の性能の 確保 耐震性等の住宅の安全性の確保

子育て世帯や高齢者等も安心して暮らせる住宅の整備

環境に配慮した住宅の普及

(2)適切な維持管理等による住宅ストックの良質化の 実現 共同住宅の適切な維持管理の実施

戸建住宅の適切なリフォーム等の実施

3 . 良好な居住環境の形成



住環境に対する満足度(満足、まあ満足の割合)

65.2% (H15) 增加 (H22)

地震時において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべ き密集市街地のうち整備に着手した市の数

1市(H17) 4市(早期)

防犯について良いほうと感じる県民の割合

18.9%(H17) 增加(H27)

刑法犯認知数

131,037 件(H17) 平成7年の水準(99,791件)を目指す(H20) 汚水処理人口普及率 77.7%(H17) 82.0%(H24)

景観行政団体となった市町村数 9市町村(H18.12末) 20市町村(H22)

(1)居住環境の 基礎的性能の確保 安全な居住環境の形成

子どもや高齢者等にとって安心できる 居住環境の形成

(2)健康で ゆとりある住生活 を支える居住環境 の形成 環境負荷に配慮した住宅市街地の形成

美しい住宅市街地の形成

居住環境を自ら守り育てるシステムの 構築 目標
4 . 住宅市場の環境整備
短期
(行政)
(民間・NPO等)
県民等

## 成果指標

## 施策の類型・推進すべき施策の方向性

リフォーム相談窓口を設置した市町村数 23 市町村(H18.12 末) 全 56 市町村(H20) 既存住宅の流通シェア 19%(H15) 25%(H27)

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 39% (H15) 50% (H22)

新築住宅における住宅性能表示の実施率 20%(H17) 50%(H22) (1)住宅を安心し て選択できる住宅 市場システムの構 築

(2)市場を通じた 住宅の良質化の実現

住情報の提供の促進

多様なニーズに対応できる既存住宅の 流通市場の環境整備

安心して賃貸借できるトラブルのない 住宅市場の環境整備

市場を活用した新設住宅の良質化の実現

市場を活用した既存住宅ストック等の 良質化の誘導

5 . 住宅セーフティネットの確保



最低居住面積水準未満率

4%(H15) 早期に解消

高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅の一定のバリアフリー化率:26.6%(H15) 75%(H27)

被災建度判定士の築物の応急危険登録数

延べ3,638人(H17) 延べ4,000人(H22)

応急仮設住宅の確保 建設候補地 全 56 市町村 900 ヶ所 57,101 戸(H18) 建設候補地の確保に努めるとともに民間賃貸住宅も活用した応急仮設住宅の供給体制の確保(H27)

((1)住宅困窮者等<sup>)</sup> に対する適切な住宅 の確保

(2)災害復興等の緊急状況への対応

公共賃貸住宅ストックの有効活用

民間賃貸住宅を活用した居住の安定確保

災害時等の住宅困窮者に対する住宅の 確保

6.地域特性に応じた施策の展開



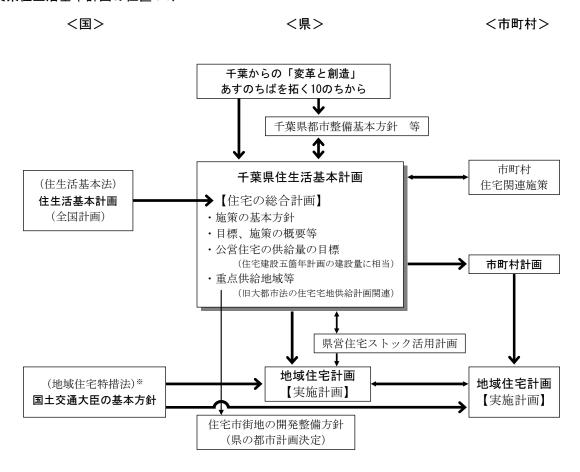
市町村住生活基本計画策定市町村数 0市(H18) 28市町村(H22)

全 56 市町村 (H27)

7つの地域特性に応じた施策の展開

- (1)民間賃貸住宅需要が高い地域における多様な暮らし方の実現
- (2)都市居住が進展する大都市地域における魅力・アメニティの増進
- (3)新たな住宅需要が見込まれる地域における良好な居住環境・コミュニティの形成
- (4)既存の公共賃貸住宅等が集積する地域における団地の再生
- (5)郊外に既存の戸建住宅が集積する地域における住宅地の再生
- (6)中心市街地における歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの促進
- (7)農漁村等の人口減少地域における地域資源を活かした居住の促進

## ■千葉県住生活基本計画の位置づけ



※地域住宅特措法:地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法

#### ※参考1 市町村住生活基本計画について

干葉県住生活基本計画では、地域特性に応じた施策の展開を目標の一つに掲げ、平成22年までに28市町村で、平成27年までに全市町村で市町村住生活基本計画を策定することを成果指標として定めています。

平成20年3月末時点では、千葉市が平成19年度に計画策定を行ないました。

## ※参考2 住宅マスタープランについて

干葉県では、住宅建設五箇年計画・大都市地域における住宅及び住宅地供給計画等を包括する住宅政策全般の総合的な計画として平成9年3月に策定し、平成13年8月に改定を行いました。平成18年の住生活基本法が策定されたことにより、干葉県住宅マスタープランを全面改訂し、平成19年3月に干葉県住生活基本計画を策定しました。

県内の市町村では、昭和59年度に成田市、同60年度に大網白里町、同61年度に富津市、栄町、同62年度に 千葉市他5市、同63年度に佐倉市他2市、平成2年度に に八千代市が旧制度の計画を策定しました。 平成6年度には新制度のもと千葉市、船橋市、同7年度に習志野市、本埜村、同8年度に成田市、柏市、同9年度に市川市、松戸市、野田市で計画を策定、本 埜村は住宅マスタープランに基づく住宅整備事業を実施、11・12年度には千葉市、同14年度には市川市、船橋市、栄町が新たな計画策定を行いました。

## (2) 千葉県の地域住宅計画

平成17年に制定された「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」は、地域における住宅に対する多様な需要に的確に対応するために、地方公共団体が自主性と創意工夫を生かして住宅政策を総合的に展開できるようにするための措置について定められた法律です。

この法律では、国が定めた公的賃貸住宅の整備等に関する基本的な方針に基づき、地方公共団体は、その地域の多様な需要に応じた公的賃貸住宅等についての整備目標や事業計画を内容とする「地域住宅計画」を定めることができるものとされました。さ

らに、国は、地域住宅計画に基づく事業等に要する 経費に充てるために地域住宅交付金を交付し、包括 的な支援が行われることとなりました。

千葉県では、公営住宅の整備等のほか高齢者住宅相談会なども盛り込んだ「地域住宅計画 千葉県地域」を平成17年8月に策定し(平成18年2月、平成19年2月及び平成20年2月変更)、地域住宅交付金を活用しながら住宅施策を総合的に推進しています。

- ① 計画期間 平成17年度から21年度までの5年間
- ② 計画の目標 安心して暮らせる、ゆとりのある 環境と調和のとれた住まいとまちづく りの実現

## ③ 主な成果指標

- ア 千葉県の住宅に対する総合評価(満足度) 平成15年度従前値54%⇒平成21年度目標値60%
- イ 既存県営住宅の更新

(昭和50年以降建設住戸数/県営住宅戸数) 平成16年度従前値62%⇒平成21年度目標値64%

ウ 既存県営住宅の安全性確保、住環境向上改善実 施率

(建設後25年経過した県営住宅の外壁改善工事実施率)

平成16年度従前値65%⇒平成21年度目標値99%

エ 既存県営住宅の高齢化対応改善実施率(共用階段への手摺設置率)

平成16年度従前値64%⇒平成21年度目標値80%

## ※参考

県内の地域住宅計画の作成状況(19年度末現在) 地域住宅計画は、県(船橋市、木更津市、旭市、 柏市、君津市、浦安市、八街市、白井市及び大多喜 町との共同作成)のほか、千葉市、銚子市、市川市、 船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、成田 市、佐倉市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原 市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、四街 道市、袖ケ浦市、山武市及び長柄町の22市町で作成 され、県と28市町村により23の地域住宅計画を作成 しています。

# (3) 県営住宅ストック活用計画

本県では、既設の公営住宅を有効に活用するため、 平成12年度に「千葉県公営住宅ストック総合活用計画」を策定し、計画的に公営住宅の整備を進めてき ました。しかし策定から約5年が経過し、公営住宅を取り巻く状況の変化などから見直しを行い、平成17年度に「県営住宅ストック活用計画」を策定したところです。

今後、県営住宅の整備については、本活用計画に 基づき進めていきます。

① 計画期間

平成18年度から平成27年度までの10年間 (必要に応じ見直し)

- ② 計画の内容
  - ア 公営住宅を取り巻く状況
  - イ 今後の公的賃貸住宅政策の方向と公営住宅の役割
  - ウ ストック活用計画の検討
  - エ 県営住宅ストック活用計画
  - オ 計画の実現に向けて必要な事項の検討
- ③ 基本方針

県営住宅は適切な修繕及び改善を実施し、可能な 限り耐用年数まで使用することを原則とする。

# 2. 住宅の整備

# (1) 地域住宅交付金制度(平成17年度創設)

三位一体改革の議論等を踏まえて、地方に自主性・ 裁量性の向上と地方の使い勝手の向上を図るため、公 営住宅整備事業等の既存の補助金を一つの交付金にま とめ、地方公共団体による住宅政策の推進を総合的に 支援する制度として平成17年度に創設されました。

国土交通大臣が策定する基本方針に基づき、地方公共団体は、地域における多様な需要に適確に対応する ため地域住宅計画を作成することにより、その計画に基づく公的賃貸住宅等の整備、これに関連する公共施設等の整備に関する事業等に交付金は交付されます。

本交付金の特徴は、公的賃貸住宅等の整備等を基幹 事業として、地域住宅計画に基づき弾力的に実施可能 であり、さらには地方公共団体独自による従来の補助 金対象外事業も提案事業として交付対象とされました。 なお、基幹事業がなく提案事業のみの市町村につい

ては、地域住宅計画を県と共同作成することにより地域住宅交付金の利用が可能となります。

# 地域住宅計画 千葉県地域 概要

作成主体:千葉県、船橋市、木更津市、旭市、柏市、君津市、浦安市、八街市、白井市、大多喜町 計画期間:平成17年度~平成21年度

## 【計画の目標】

#### (総合目標)

豊かな住生活の実現

#### (分野別目標)

住生活を支える豊かな地域社会の実現

良質な住宅ストックの形成

良好な居住環境の形成

住宅市場の環境整備

住宅セーフティネットの確保

地域特性に応じた施策の展開

君津市

大多裏町

葉県

#### 【目標を定量化する主な指標】

・ 千葉県における住宅に対する評価 (満足度)

従前値 54% (基準年度 H15) → 目標値 59% (目標年度 H21)

・千葉県における住生活に対する評価 (満足度)

従前値 56% (基準年度 H19) → 目標値 増加 (目標年度 H21)

・既存県営住宅の更新(昭和50年以降建設住戸数/県営住宅戸数)

従前値 62% (基準年度 H16) → 目標値 64% (目標年度 H21)

• 市町村住生活基本計画策定市町村数

東庄町

従前値 O市町村(基準年度 H18) → 目標値 21市町村(目標年度 H21)

# ■公営住宅建替事業

老朽化した公営住宅等の建替えを行う。

・バリアフリー、防犯、コスト縮減、廃棄 物の削減に配慮した公営住宅の整備



県営住宅完成イメージ図

# ■その他の住宅関連推進事業

公共賃貸住宅情報の提供、住宅情報 提供、高齢者のための住宅相談会、 マンション管理セミナー等を行う。



#### ■公営住宅ストック総合改善事業

既存 (ストック) 公営住宅を有効活用する ために、改善を行う。

- 居住性向上改善・高齢者対応改善
- ・安全性向上改善・住環境向上改善等
- (外壁改修、住戸内段差解消、インターホン設置等)





トイレの水洗化、手摺の設置

居住性向上・高齢者対応改善例

# (2) 公営住宅

公営住宅は、公営住宅法に基づき地方公共団体が国の補助を受けて建設、買取り又は借上げることにより住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する福祉政策的な性格をもった賃貸住宅です。

# ア. 県営住宅の建設

昭和20年度から平成19年度までの県営住宅建設戸数は、25,620戸で、構造別建設戸数は第2表のとおりです。

新規建設は平成9年度以降実施しておらず、平成19年度は、48戸の建替事業に着手しました。

(第1~3表参照)

# 第1表 〈年度別・種別建設戸数の推移〉(着エベース)

(単位:戸)

	60年度以前	nı	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
計	20, 438	332	387	532	451	354	187	126	433	212	475	456 <106>	76 <1>	163	204 <1>	172	172	128	98	99	41	36	48	25, 620 <108>

# (注) 〈 〉は特公賃・内数

特公賃(特定公共賃貸住宅)とは、地方公共団体が、公営住宅と異なる世帯や所得層に対して供給する賃貸住宅です。

#### 第2表 〈昭和20年度~平成19年度・構造別建設戸数〉

(単位:戸)

構造別		準耐り	<b>火構造</b>	耐火	構造	= 1
	木 造	平家建	2 階建	中層	高層	計
建設戸数	3, 486	273	2, 910	15, 796	3, 155 (48)	25, 620 (36)
構成比	13. 6%	1.1%	11.3%	61. 7%	12. 3%	100%
	13.070	12.	4%	74.	0%	100/6

# (注)( )内は19年度建設分・内数

準耐火構造:主要構造部に鉄材などの不燃性の建築材料を用いたもの等

耐 火 構 造:主要構造部(柱、壁、床、屋根など)を鉄筋コンクリート造等の耐火構造としたもの

中 層:地上3階建以上5階建以下

高 層:地上6階建以上

#### 第3表 〈平成19年度団地別建設戸数〉

(単位:戸)

種別		建	設	戸	数
団 地 別	公 営	特公賃	計	備	考
海神(公営)	48		48		
計	48		48		

# イ. 県営住宅の改善

県では、昭和53年度から平成17年度まで規模及び設備の劣る県営住宅(公営住宅及び改良住宅)の居住水準の向上を図るため、「改善事業」を実施してきました。(第4表参照)

近年においては、ストック活用計画に基づき、適切な修繕及び改善を実施し、可能な限り耐用年限まで既存ストックを活用することとしています。具体的には以下の事業等を進めています。

- 既存住宅の屋上断熱防水・外壁改修による建物の長寿命化(第5表参照)
- ・ 台所・浴室等水回りの改修とともに、玄関のインターホンの設置、居室の床の段差解消などを併せて行う住 居改善事業(第6表参照)
- 高齢者対応の共用階段への手摺の設置(第7表参照)

# 第4表 〈改善事業実績表〉

(単位:戸)

年度戸数	55	56	57	58	59	60	62	63	元	2	3	4	12	13	14	15	16	17	計	備	考
計	140	196	377	92	80	28	8	8	11	10	7	4	31	157	149	0	74	27	1,399		

第5表 〈**屋上断熱防水・外壁改修実績表〉**(単位:団地数)

(単位:戸)

種別	年度	16	17	18	19	計	備	考
	団地数			1	4	5		
屋上断熱防水	(戸数)			80	790	870		
	団地数	8	14	13	13	48		
外壁改修	(戸数)	669	1, 296	1, 292	1, 086	4, 343		

<sup>※</sup>複数年度において実施された団地については各年度毎に1団地として実績計上している。

第6表 〈住居改善事業実績表〉(単位:戸)

年度団地名	19	計	備考
我孫子新木	50	50	
計	50	50	

## 第7表 〈階段手摺設置実績表〉

(単位:団地) (単位:戸)

																			`	·	, ,
年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計	備	考
団地数	1	1	2	0	0	2	0	3	6	5	8	7	28	5	5	4	2	3	82		
戸数	72	160	89	0	0	425	0	294	310	728	875	722	2, 977	758	1, 228	1, 004	182	242	10. 066		

<sup>※</sup>複数年度において実施された団地については各年度毎に1団地として実績計上している。

# ウ. 市町村営住宅の建設

昭和26年度から平成19年度まで市町村営住宅建設戸数は47市町村で第8表のとおり28,267戸が建設され、構造別建設戸数は第9表のとおりです。

なお、平成19年度は船橋市及び勝浦市で42戸が建設され、うち借上、買取戸数は40戸です(第10表参照)。

# 第8表 〈年度別建設戸数の推移〉

(単位:戸)

年度	8年度以前	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
戸 数	26, 177	(221) 394	(69) 212	(175) 297	(61) 96	167	(54) 90	(89) 91	(58) 144	(179) 249	(30) 308	(40) 42	(1, 006) 28, 267

※ ( ) 内は借上、買取の内数

# 第9表 〈昭和26年度~19年度構造別建設戸数〉

(単位:戸)

構造	木造	準耐ソ	<b>火構造</b>		耐火構造		計
		平屋建	2 階建	低 層	中層	高層	āl
戸数	6, 341	3, 116	(30) 3, 535	(24) 115	(720) 12, 346	(232) 2, 814	(1, 006) 28, 267
構成比	22. 4%	11.0%	12. 5%	0.4%	43. 7%	10.0%	100.0%

(注) 低層:平屋建又は2階建

※( )内は借上、買取の内数

中層:地上3階建以上5階建以上

高層:地上6階建以上

# 第10表 〈平成19年度事業主体別建設戸数〉

(単位:戸)

			木造	準二	低耐	中耐	高耐	計
船	橋	市				40		40
勝	浦	市	2					2
	計		2	0	0	40	0	42

(注) 準二:準耐火構造二階建

※船橋市の40戸は借上による

低耐:低層(平屋又は二階建)耐火構造

中耐:中層(地上3階建以上5階建以下)耐火構造

高耐:高層(地上6階建以上)耐火構造

耐火構造 : 主要構造部(柱、壁、床、屋根など)を鉄筋コンクリート造等の耐火構造としたもの

準耐火構造:主要構造部に鉄材などの不燃性の建築材料を用いたもの等

# エ. シルバーハウジング・特定目的住宅の建設

今後増大すると考えられる高齢者単身・夫婦世帯が、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、 福祉施策との連携のもとにシルバーハウジングを建設しています。

また、公営住宅のうち、特定目的公営住宅として母子世帯向公営住宅、老人世帯向公営住宅、心身障害者向公 営住宅などを建設しており、特定の入居者が優先的に入居できるように配慮しています。(第11表参照)

第11表 〈年度別:シルバーハウジングと特定目的住宅建設戸数〉

(単位:戸)

左	Ę	厚	Ŧ Ž	8年度以前	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	計
Į į		肾		0	27	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	50
		市風	J村	30	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	50
7	<b>\</b> ウ ブ ブ	Ē	†	30	27	0	43	0	0	0	0	0	0	0	0	100
	県	身	障	18	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	22
  特		母	3	328	20	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	356
定	市	老	人	390	95	57	75	7	0	0	0	0	0	0	0	624
自的		身	障	235	15	9	6	1	0	0	0	0	0	0	0	266
住	村	₹0.	D他	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	480
宅		小	計	1, 433	130	66	89	8	0	0	0	0	0	0	0	1, 726
		計		1, 451	132	66	89	8	0	0	2	0	0	0	0	1, 748

(注)身 障:心身障害者世帯向住宅

母子:母子世帯向住宅 老人:老人世帯向住宅

その他:農・山・漁村向集合住宅等

# (3) 特定優良賃貸住宅

特定優良賃貸住宅制度は、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、中堅所得者等に居住環境が良好な賃貸住宅を供給するものです。知事は、本住宅の整備及び管理をしようとする者の申請により認定を行います。(第12表参照)

認定されると法に従った建設補助、家賃減額補助の 助成を受けられます。

# ① おもな整備基準

ア 規模:50㎡以上125㎡以下

イ 構造:耐火構造、準耐火構造

ウ 駐車場:各住戸1台分以上

## ② 供給方式

ア 借上方式(民間の土地所有者等により建設され た住宅を、千葉県住宅供給公社または民間指定法 人等が借上げて管理するもの)

イ 管理受託方式(民間の土地所有者等により建設 された住宅を、千葉県住宅供給公社または民間指 定法人等が受託して管理するもの)

# ③ 助成内容

家賃に対する補助

ア 家賃と入居者負担額の差額を補助

イ 入居者負担額……国が定める所定の方法で算出

した額(所得に応じて変化。また、毎年3.5%上昇する)。実際に入居者が支払う金額。

## ④ 入居者資格

- ア 次の a から c までのいずれかに該当すること。 ただし、入居を募集したにもかかわらず 3 ヶ月 以上入居者がない場合は、この限りでない。
  - a 現に同居し、又は同居しようとする親族 (事実婚や婚姻の予定者を含む。以下同じ。)が あること。
  - b 将来において親族との同居が見込まれること。
  - c 勤務の状況等により親族との同居が困難と認められること。

# イ 事の定める収入基準を満たしている者

a 200,000円以上 322,000円以下(原則階層) 収入分位25%~50%

ただし、以下の場合は下限の緩和措置がある

- ・18才未満の子がある場合153,000円以上(収入分位15%~)
- ・主たる収入者が45歳未満である場合 178,000円以上(収入分位20%~)
- b 322,000円を超え601,000円以下(裁量階層) 収入分位50%~80%
- ウ 自ら居住するために住宅を必要としている者

第12表 〈特定優良賃貸住宅認定実績(地域特別賃貸住宅含む)〉

(単位:戸)

種		別	H3~9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	計
千 葉	県 認	定分	(375) 4, 034	753	278	202	220	284	(375) 5, 771
	管理者	県公社	(375) 2, 243	263	78	0	0	20	(375) 2, 604
	別内訳	JA	360	84	0	0	0	0	444
	7551 547 (	民 間	1, 431	406	200	202	220	264	2, 723
千葉	市認	定分	(108) 1, 150	88	0	0	0	0	(108) 1, 238
	管理者	市公社	(108) 1, 091	48	0	0	0	0	(108) 1, 139
	別内訳	JA	35	0	0	0	0	0	35
	,55. 54/	民間	24	10	0	0	0	0	64
千 葉	県 内	合 計	(483) 5, 184	841	278	202	220	284	(483) 7, 009

(注1):実績は、供給計画の認定ベースである。

(注2):( )書きは、(旧)地域特別賃貸住宅制度要綱による地域特別賃貸住宅(B型)で内数を示す。

(注3):管理者別内訳欄の略称は、次のとおり。

: (県公社): 千葉県住宅供給公社

: (J A):全国農業協同組合連合会 千葉県本部

: (民 間): 民間指定法人 : (市公社): 千葉市住宅供給公社

(注4): H15年度以降、新規の認定は行っていない。

# (4) 高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅制度は、「高齢者の居住の安 定確保に関する法律」に基づき、バリアフリー構造を 有するなど、良好な居住環境を備えた高齢者向け優良 賃貸住宅を供給するものです。知事は、本住宅の整備 及び管理をしようとする者の申請により認定を行いま す。(第13表参照)

認定されると法に従った整備費補助、家賃減額補助 の助成を受けられます。

# 整備基準(抜粋)

ア 戸数:5戸以上

イ 規模:高齢者単身世帯 25㎡以上 夫婦世帯 29㎡以上

ウ 構造:耐火構造、準耐火構造

エ 駐車場:高齢者世帯戸数の1割程度

才 設備:緊急時通報装置

#### 供給方式

- ア 借上方式(民間の土地所有者等により整備され た住宅を、民間管理会社等が借上げて管理するも **の**)
- イ 管理受託方式(民間の土地所有者等により整備 された住宅を、民間管理会社等が受託して管理す るもの)

#### 第13表 高齢者向け優良賃貸住宅認定実績

助成内容

ア 整備費に対する補助 民間主体が整備...共用部分等整備費の2/3 (国1/3、地方1/3)

- イ 家賃に対する補助
  - ・家賃と入居者負担額の差額を補助

(原則階層:収入分位 0~25%以下)

(裁量階層:収入分位25~40%以下)

共に、国1/2、地方1/2

- ・期間 15年
- ・入居者負担額...所定の方法で算出した額 (所得に応じた負担)

#### 入居者資格

- ア 入居者が60歳以上で、同居者がいる場合は、配 偶者若しくは60歳以上の親族又は特別の事情に より同居することが必要と認められる者 (収入制限なし)
- イ 入居者及び同居者が、入居時において自立した 生活を営むことができること(同居者の支援によ り日常生活を営むことができる者も可)
- ウ 自ら居住するために住居を必要としている者
- エ 申込時に千葉県内に在住していること

							(単位:戸)
	種	別		H14年度	H15年度	H18年度	計
千	葉県認定分			36	16	20	72
	補助主体別内訳	千葉り	#	36	0	0	36
	<b>開助工体別内訳</b>	市町村	寸	0	16	20	36

- (注1) 実績は供給計画の認定ベースである。
- (注2) 平成15年度以降は地域の福祉施策に精通した市町村が補助主体となり事業を推進

第14表 千葉県高齢者向け優良賃貸住宅一覧

平成20年4月1日現在

団 地 名	所 在 地	管理戸数 (高優賃住戸数)	管理開始年月	最	寄駅	管理者	補助主体
ジュネス北国分	市川市堀之内3-25-17	19 (14)	平成15年12月	北総鉄道北	国分駅徒歩2分	(株)アービック	千葉県
アドサム船橋壱番館	船橋市宮本2-8-5	30 (22)	平成16年2月	京成線大神	宮下駅徒歩3分	(株)アービック	千葉県
マンション泉	旭市蛇園2516-4	22 (16)	平成16年 6 月	総武本線飯	岡駅徒歩30分	(福)愛仁会	旭 市
サウスコート・スカイ	市川市市川南4-2-20	27 (20)	平成19年4月	総武線市/	川駅徒歩10分	㈱アービック	市川市

# (5) 千葉県住宅供給公社の住宅

千葉県住宅供給公社は、住宅を必要とする勤労者に、 居住環境のよい集団住宅や、宅地を供給し、もって住 民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目 的としています。

その主な業務は、宅地分譲事業及び賃貸住宅管理事業です。

県は、この事業を促進するため、賃貸住宅の建設費の一部資金の貸付を行っています。

昭和28年1月の設立からこれまでに分譲住宅等について、多くの供給実績があります。(第15表参照)

なお、平成19年度には、宅地分譲が115区画、分譲住 宅が4戸ありました。

#### 住宅の種類

積立分譲住宅:一定の期間内において一定の金額を 定期に積み立てて期間港で後、この

定期に積み立てて期間満了後、この 積立金を譲渡代金に充当し住宅を譲

渡する方法

分 譲 住 宅:契約時に頭金、引き渡し時に残金を

支払い、住宅を譲渡する方法

宅 地 分 譲:一戸建て独立住宅用地として、一定

期間内に建築着工し、一定の期間内 に入居することができる方に対して

分譲する宅地

賃 貸 住 宅:公営住宅の入居資格要件を超える収

入階層を対象とした賃貸住宅で、一 定の収入以上の者が対象となる

第15表 千葉県住宅供給公社の平成19年度までの分譲住宅等建設実績

(単位:戸、区画)

X	分	積立分譲住宅	分 譲 住 宅	宅 地 分 譲	賃貸住宅
実	績	9,850	17,247	5,413 (64筆)	1,391

( )は未造成事業用地

# (6) 独立行政法人都市再生機構(旧都市基盤整備公団) の住宅

独立行政法人都市再生機構(旧都市基盤整備公団) は、前身である日本住宅公団設立以降、50年にわたり、 それぞれの時代の住宅ニーズに合わせた良好な居住環 境を提供するため、大都市地域を中心に賃貸住宅及び 分譲住宅を建設してきました。平成16年7月に都市基 盤整備公団と地域振興整備公団の地方都市整備部門が 一つとなり独立行政法人都市再生機構が発足し、美し く安全で快適なまちづくりをプロデュースすることを 使命として、国家的な重要課題である「都市再生の実 現」に積極的に取り組んでいます。 賃貸住宅業務においては、バリアフリー化、リニューアル、屋外環境の整備などにより良質な賃貸住宅ストックの適切な維持保全を行うとともに、地域生活拠点の整備と併せた建替事業を実施し、都心居住の推進や高齢者居住の安定確保、子育て環境の整備等、住宅政策上の課題への対応を進めています。また、民間供給支援型賃貸住宅制度により、民間事業者による良質な賃貸住宅の供給を支援しています。

なお、分譲住宅業務及び特定分譲住宅業務は撤退し ています。

第16表 独立行政法人都市再生機構(旧都市基盤整備公団)の建設実績の推移

(単位:戸数)

年 度	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H11	H12	H13	H14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19
賃 貸 住 宅	1,055	1,258	160	728	901	959	615	658	697	440	0	220	931	278
分譲住宅	1,514	53	138	0	0	0	164	0	0	0	0	0	0	0
賃貸・分譲計	2,569	1,311	298	728	901	959	779	658	697	440	0	220	931	278
特定分譲住宅	25	84	40	43	101	87	19	37	55	0	0	0	0	0
合 計	2,594	1,395	338	771	1,002	1,046	798	695	752	440	0	220	931	278

発注ベース

#### (7) 住宅金融公庫から住宅金融支援機構への移行

住宅金融公庫は、住宅金融公庫法に基づき昭和25年 に設立された住宅金融専門の政府金融機関です。

県内で建設される住宅の約5%(うち分譲住宅の約 9%)が、公庫の融資を利用しており、利子補給事業 や、地方公共団体の施策住宅に対する加算制度を通じ た連携が図られていました。

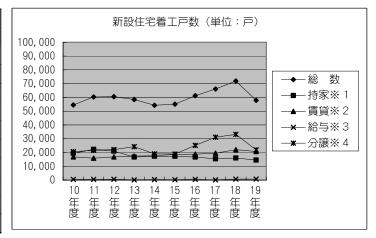
公庫は、平成19年4月1日より、独立行政法人 住 宅金融支援機構となり、主な業務が、直接融資から証

【県内新設住宅戸数と公庫融資利用戸数及び利用率】

券化支援業務(いわゆる、通称「フラット35」)に移行 しています。県では、この法に基づき機構と業務委託 契約を結び、旧公庫の平成18年度受付分や、災害復興 住宅融資等の設計審査及び現場審査を行なっています。 なお、これらの業務について住民サービスの向上を図 るため、一部を市に再委託しています。

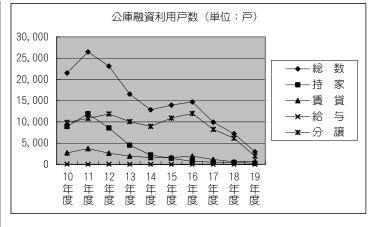
(なお、昭和61年度より、公庫審査業務は建築指導課 で行っております。)

項目	3	新設住宅着	<b></b> 「三三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	(単位:戸)	)
	総数	持家※1	賃貸※2	給与※3	分譲※4
10年度	54, 468	19, 480	16, 866	462	20, 660
11年度	60, 272	22, 281	15, 922	447	21, 622
12年度	60, 591	21, 043	16, 779	591	22, 178
13年度	58, 456	16, 718	17, 368	149	24, 221
14年度	54, 336	17, 284	17, 599	403	19, 050
15年度	55, 064	17, 262	18, 637	251	18, 914
16年度	61, 214	16, 703	18, 838	479	25, 194
17年度	66, 153	15, 395	19, 498	162	31, 098
18年度	71, 912	16, 013	22, 035	696	33, 168
19年度	57, 918	14, 506	20, 814	727	21, 871

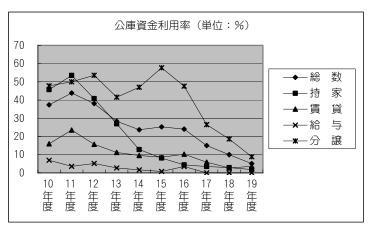


- **※** 2
- 建築主が自分で居住する目的で建築するもの 建築主が賃貸する目的で建築するもの 会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの **Ж**3
- ₩4 建売又は分譲の目的で建築するもの

項目	2	公庫融資和	川用戸数(	単位:戸)	
	総数	持 家	賃 貸	給与	分譲
10年度	21, 503	8, 898	2, 699	32	9, 874
11年度	26, 478	11, 911	3, 735	16	10, 816
12年度	23, 113	8, 576	2, 627	31	11, 879
13年度	16, 539	4, 511	1, 944	4	10, 080
14年度	12, 863	2, 219	1, 622	7	8, 945
15年度	13, 942	1, 419	1, 612	2	10, 909
16年度	14, 683	733	1, 949	17	11, 984
17年度	9, 918	540	1, 150	0	8, 228
18年度	7, 204	462	587	0	6, 155
19年度	2, 957	259	742	0	1, 956



項目		公庫資金	利用率(首	单位:%)	
	総数	持 家	賃 貸	給与	分譲
10年度	37. 4	45. 7	16	6. 9	47. 8
11年度	43. 9	53. 5	23. 5	3. 6	50
12年度	38. 1	40.8	15. 7	5. 2	53. 6
13年度	28. 3	26. 9	11. 2	2. 7	41. 6
14年度	23. 7	12. 8	9. 6	1.7	47. 0
15年度	25. 3	8. 2	8. 6	0.8	57. 7
16年度	24. 0	4. 4	10. 3	3. 5	47. 6
17年度	15. 0	3. 5	5. 9	0	26. 5
18年度	10. 0	2. 9	2. 7	0	18. 6
19年度	5. 1	1.8	3. 6	0	8. 9



# (8) その他の住宅

雇用促進住宅

独立行政法人 雇用・能力開発機構が設置し、財団 る方等に賃貸されます。また、3DK 法人 雇用振興協会が運営管理を担っています。 単身者の入居も認められております。

この住宅は公共職業安定所の紹介で転居を伴う就職をする方、及び職業の安定を図る為に必要と認められる方等に賃貸されます。また、3DKの住宅を除き、単身者の入居も認められております。

# 第17表 〈千葉県内雇用促進住宅一覧〉

住宅名	所 在 地	タイプ 間取り	戸数	最寄り駅	備	考
愛 生	千葉市若葉区愛生町120	3 D K	140	JR 総武本線西千葉駅 京成バス愛生町停留所		
栗ヶ沢	松戸市小金原4-16-1	3 D K	120	JR 常磐線北小金駅 新京成バス久保下停留所		
串崎	松戸市串崎新田73	2 K	16	新京成電鉄五香駅 新京成バス松飛台循環御囲停留所		
P W	仏とこの中間を一つ	3 D K	52	机尔风电欧红白矿 机尔风八人位形口帕垛岬四宁田川		
山崎	野田市山崎2649-1	3 D K	56	東武鉄道野田線運河駅		
	±1,四1110mm05048-1	2 K	8	米瓜虾但扔四种连河侧		
江戸川台	流山市江戸川台東3-6	3 D K	110	東武鉄道野田線江戸川台駅		
二和	船橋市二和東6-15	2 D K	72	新京成電鉄二和向台駅		
丸 山	船橋市丸山2-42	2 K	160	東武鉄道野田線馬込沢駅		
勝田	八千代市勝田台2-16-5	3 D K	100	京成電鉄本線勝田台駅		
鎌ヶ谷	鎌ケ谷市東道野辺2-14-4	2 D K	54	東武鉄道野田線鎌ケ谷駅		
市原	市原市辰巳台東4-10	2 K	8	JR 内房線八幡宿駅 小湊バス富士電機寮前停留所		
		3 D K	68	31.73万秋八幅伯喇( 小灰八人由土电饭泉即停由加		
千 種	千葉市花見川区千種町283-2	3 D K	96	JR 総武本線新検見川駅 京成バス団地中央停留所		
	未11316元川区   惶呵203 2	2 K	8	31、心心中感染,快光川寒( 水水)人区地中大厅田川		
五 所	市原市五所79	3 D K	60	JR 内房線八幡宿駅 小湊バス日の出町停留所		
<u> </u>		2 K	8	31173万秋八幅11週( 小条八スロの山町178万)		
小中台	千葉市稲毛区小中台町581	2 K	160	JR 総武本線稲毛駅 京成バス創価学会前停留所		
長 沼	千葉市稲毛区長沼町256-49	2 K	120	JR 総武本線稲毛駅 京成バス京成団地停留所		
早 野	茂原市緑町15-3	2 K	160	JR 外房線茂原駅 バス早野停留所		
古和釜	船橋市松ヶ丘5-23	2 K	20	新京成電鉄北習志野駅 新京成バス刈米停留所		
	加加個川がフェンス	3 D K	130	机水水电泳和自心球侧、机水水、人心水管电机		
迎 田	市原市迎田56	3 D K	75	JR 内房線姉ヶ崎駅 小湊バス迎田住宅前停留所		
君 津	君津市北小安1-9	2 K	160	JR 内房線君津駅 日東バス法務局前停留所	20, 4, 1 d 入居停止	
th	了兹士子/C应吉加0.4	2 D K	400		7 (/01) 11	_
快見川	千葉市美浜区真砂2-4	3 D K	24	JR総武本線新検見川駅 千葉海浜バス中央公園前停留所		
旭	旭市二の11-2	2 D K	80	JR 総武本線旭駅	20, 4, 1 d 入居停止	
# D	成四本五事0.0.1	3 D K	120	10 代の名式の町 バラチ事が社 信の託		
成 田	成田市吾妻2-3-1	2 D K	40	JR 成田線成田駅 バス吾妻神社停留所		
3 O ± +8	历详本经会407.7	2 D K	40	10 4公子士 4泊公斤会用		
八日市場	匝瑳市飯倉487-7	3 D K	40	JR 総武本線飯倉駅		
# E # #	#D=551 00	3 D K	213			
	成田市吾妻1-23	2 LDK	2	JR 成田線成田駅 バス赤坂消防署前停留所	身障者用	住戸

# 3. 住宅対策関係事業

# (1) 住宅市街地の整備

## ア,住宅市街地総合整備事業

大都市地域等の既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等を総合的に行う事業について必要な補助を行う制度です。

これまでの住宅市街地整備総合支援事業及び密集住 宅市街地整備促進事業並びに、これらに係る住宅宅地 関連公共施設等総合整備事業が統合・整理され、都市 再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応できる ようになりました。

## イ.住宅市街地基盤整備事業(公共施設整備)

本制度は、良好な住宅及び宅地の供給を促進するため、三大都市圏の重点供給地域等において行われる公的機関及び民間による住宅宅地開発事業及び住宅ストック改善事業に関連して整備が必要となる公共施設について、通常の国庫補助事業に加え別枠で補助を行うものです。

平成19年度における実績(事業費ベース)は、8,587 百万円で、施設別内訳は、道路3,182百万円(構成比 37.0%)が最も多く、次いで河川2,076百万円(同 24.2%) 区画整理1,972百万円(同23.0%)で、この 3施設で全体84.2%を占めており、以下、街路、公共 下水道の順となっています。(第1図参照)

## ウ.街なみ環境整備事業

住宅が密集し、かつ、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区形成のため、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行う事業です。

本県では、大多喜町が平成12年度から事業を実施しており、大多喜城の城下町としての歴史遺産を生かした街なみ整備を行っています。

また、香取市(旧佐原市)が平成17年度から、市川市が平成19年度から事業を実施しており、歴史的資産を生かした街なみ整備を行っています。

第1図 住宅市街地基盤整備事業(公共施設整備)施設別事業費の実績 総 計 8,587百万円

道 路	河 川	区画整理	街 路	公共 下水道
37.0%	24.2%	23.0%	10.2%	5.6%

## (2) 住情報の提供

## 住宅関連相談

県では、住宅及び宅地に関する諸問題の相談に応ずるため、昭和38年7月に住宅宅地相談所を設置し(平成8年4月に住まい情報センターと名称変更)情報提供業務を行っていました。平成15年4月から土、日、祝日も県民の皆様からの住宅に関するお問い合わせにお応えするため、住まい情報センターに加え千葉県住宅供給公社の総合案内所内に「住まい情報プラザ」を開設しました。平成17年度から、相談窓口の合理的な運営と相談内容の充実を図るため、住まい情報センターを閉鎖し、住宅等に関する相談窓口を「住まい情報プラザ」に1本化し運営しています。

その業務内容は、住宅、宅地、法律問題等について 専門機関への紹介を行うほか、公的機関による賃貸住 宅、分譲住宅及び宅地分譲に関する案内等です。

## 県営住宅

県営住宅の募集及び入居に関する資料の提供、 パンフレットの配布等をします。

# UR、公社関係等

都市再生機構(UR)千葉県住宅供給公社、(財) 千葉県まちづくり公社、市等が募集する分譲住宅、 賃貸住宅、宅地分譲等のパンフレットの配布をし ます。

## 専門機関の連絡先等の情報提供

マンション管理、リフォーム、法律問題に関する内容が特に多くなっています。

なお、平成19年度中の住まい情報プラザ取扱件数は、1,054件で、その内訳は第30表のとおりです。

## (3) その他の住宅関連施策

#### ア. 住宅の品質確保

平成11年6月に「住宅の品質確保の促進等に関する 法律」が公布され、平成12年4月1日から施行されま した。これにより、新築住宅の基本構造部分の10年保 証や、住宅性能表示制度の創設等が行われました。ま た、平成13年4月2日からは中古住宅についても5年 保証をする既存住宅保証制度が発足されております。 県では、関係団体の協力を得て住宅取得に関するトラ ブルの防止や万一のトラブルの際も消費者の立場から 紛争を速やかに処理できるよう、各種講習会等を通し て法律、制度の普及に努めています。

## イ.高齢者の居住の安定確保

平成13年10月1日に全面施行された「高齢者の居住の 安定確保に関する法律」により、高齢者向け優良賃貸 住宅の供給や、高齢者が円滑に入居できる賃貸住宅(高 齢者円滑入居賃貸住宅)の登録、持家のバリアフリー 化等の制度が、実施されています。県では、高齢者向 け優良賃貸住宅の認定や、高齢者円滑入居賃貸住宅の 登録・情報提供のほか、終身建物賃貸借事業の認可等 を行い、高齢者が安心して生活できる居住環境の実現 に努めています。なお、平成19年度末までに、高齢者 向け優良賃貸住宅については、4団地72戸を認定し、高 齢者円滑入居賃貸住宅については、642件7,124戸を登 録しています。また、終身建物賃貸借事業については、 平成19年度末までに1団地を認可しています。

#### [ 高齢者の住まいの相談会]

県では、高齢者が抱える相続、借地権等の法律上の問題や住宅の増改築、バリアフリー等建築上の問題について、弁護士と建築士が一緒になって相談に応じる「高齢者の住まいの相談会」を平成14年度から開催してきました。平成19年度は、木更津市(1月)と流山市(2月)で2回開催し、リフォームや耐震関係など7件の相談がありました。

# ウ.マンション管理の適正化

平成12年12月8日に「マンション管理の適正化の推進に関する法律」が公布され、平成13年8月1日に施行されました。これにより、マンション管理について相談、助言、指導を行うマンション管理士制度や、マンション管理支援のための専門的な組織の指定など管理適正化に対する各種制度が発足しました。県では、マンション管理セミナーや個別相談会を実施するとともに、法律の普及を行い、マンション管理組合等が的確な対応が図れるよう支援に努めます。

## [マンション管理基礎セミナー・個別相談会]

県では、管理組合の運営・大規模修繕など分譲マンションをめぐる諸問題に関する情報提供を目的として、マンションの管理組合役員等を対象に、昭和63年から「マンション管理基礎セミナー」を、平成16年度からマンション管理士を相談員として「個別相談会」を開催してきました。平成19年度は、管理基礎セミナーを市川市(7月) 船橋市(11月) 松戸市(2月)で3回開催、個別相談会を市川市ほか県内各地で12回開催しました。

# エ.マンション建替え円滑化について

平成14年6月19日に「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」が公布され、平成14年12月18日に施行されました。区分所有者の5分の4以上の賛成決議の後、法人格をもったマンション建替組合を設立し、建て替えに合意しない所有者の権利を時価で買い取ることができるようになりました。また、老朽化して危険な状態にあるマンションについては、市町村長は建て替えを勧告できるようになっています。

# オ. 定期借家制度

平成11年12月の「良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法」の公布により、「借地借家法」が改正され、平成12年3月1日から定期借家契約が締結できるようになりました。県では、定期借家制度の普及や賃貸住宅等に関する情報の提供・相談等の体制整備などに努めています。

## カ.住宅の防犯について

平成16年3月23日に「千葉県安全で安心なまちづく りの促進に関する条例」が制定され、平成16年10月1 日に施行されました。

条例には、県民の平穏な生活の確保を目指して、安全で安心なまちづくり、すなわち犯罪の機会を減少させるための環境づくりと県民などによる犯罪防止のための自主的な活動についての理念が定められ、県や市町村、県民、事業者などが協働して施策を推進することで、安全で安心なまちづくりを促進していくこととなりました。

また、防犯性の高い住宅の普及を図ることを目的に、 条例第18条第1項の規定により犯罪の防止に配慮した 住宅の構造及び設備に関し必要な基準である「犯罪の 防止に配慮した住宅の構造及び設備に関する指針」が 平成16年11月12日に告示され、住宅を建設、設計、供 給する事業者及び共同住宅の所有者に対し、指針に基 づき住宅の整備を行うよう努力規定が定められました。 なお、平成19年度は、防犯セミナー(3回)を通じ

て、犯罪の防止に配慮した住宅の普及啓発や、防犯意識の向上を図りました。

- キ.災害時の協定等に基づく支援策について
- a 応急仮設住宅の建設による住宅提供について 応急仮設住宅は、大規模災害時に自らの資力では住

宅確保ができない被災者に対して、一時的な居住の安 定を図ることを目的に建設されるもので、建設は市町 村長が実施しますが、災害救助法適用の場合、知事が 応急仮設住宅の建設を行います。

なお、県は、社団法人プレハブ建築協会との間で「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を昭和58年12月1日に締結し、県の要請に基づき協会が応急仮設住宅を提供する体制を整えています。

#### 参考

応急仮設住宅の仕様

(災害救助法施行細則)

応急仮設住宅の一戸当たりの規模は29.7㎡を基準とし、その設置のため支出できる費用は2,326千円以内とする。

#### 業務の期限

被災後20日以内に着工(災害救助法) 設置後2年で解体(建築基準法)

b 民間賃貸住宅の借り上げによる住宅提供について 地震等の大規模な災害により住宅を失った被災者に 対しては、災害救助法に基づき県が応急仮設住宅を建 設することとなりますが、災害規模が大きい場合、そ の建設には設置できる場所に限度があり、また、相当 の時間が必要となります。

これを補完するため、民間賃貸住宅の空き家を借り上げ、応急仮設住宅として提供するための協定を、県と社団法人千葉県宅地建物取引業協会との間で平成18年5月25日に締結しました。

この協定に基づき、協会から情報提供のあった賃貸 住宅を県で借り上げ、住宅を確保できない被災者に応 急仮設住宅として提供します。

#### 参考

#### 借り上げ基準

災害規模が大きく被災地の近隣で建設用地を確保できない場合や、病気など特別な理由から避難所生活が困難と考えられる被災者については、厚生労働省と協議のうえ、民間賃貸住宅の借り上げを実施する。

借り上げ期間

2年以内

借り上げ費用

月額約10万円を上限(一戸当たり)

c 住宅金融支援機構との協定に基づく住宅復興について

大規模地震、風水害等の災害時に、被災した住宅の早期復興を支援するため、住宅相談窓口の開設や、被災者の住宅相談への早期対応などを内容とする協定を住宅金融公庫首都圏支店(現:(独)住宅金融支援機構首都圏支店)との間に平成17年9月1日に締結しました。

この協定に基づき、住宅金融支援機構は、県からの 要請のもと、

- ( )被災地に住宅相談窓口の設置及び住宅金融支援 機構職員の派遣
- ( ) 住宅再建に関する相談の実施
- ( ) 災害復興住宅融資の実施
- ( )機構融資の債務者に対する返済の猶予や返済期間の延長等の実施

以上の措置等を講ずることにより、被災者の住宅復 興を支援します。

第18表 〈平成19年度住まい情報プラザ取扱件数〉

件数		_	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件		数		96	72	86	83	87	90	142	78	90	74	66	90	1054
県	相		談	13	13	11	8	7	16	12	14	21	6	6	8	135
営関	#	込	書	4	0	2	5	4	1	0	0	0	1	4	9	30
係	管	理	等	3	0	1	1	1	1	1	0	1	1	0	2	12
市	相		談	6	7	9	6	4	15	12	13	11	5	6	8	102
営	申	込	書	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	4	9	17
· 特優賃	相		談	22	10	14	8	14	9	10	11	15	17	11	15	156
慢 賃 賃 賃	申	込	書	3	2	1	7	11	0	0	0	9	12	11	14	70
機構住宅	相		談	7	6	4	6	3	9	11	11	2	4	3	2	68
生都 宅市	申	込	書	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	2	2	9
— 般	特	優	賃	4	3	3	3	4	1	3	1	0	2	1	1	26
高	優		賃	2	1	1	2	3	3	3	4	5	1	1	2	28
住			宅	6	6	6	6	6	5	7	3	2	5	4	3	59
宅			地	3	0	3	5	4	2	3	2	5	4	4	3	38
公庫(	支癌金	援機	構)	0	1	0	2	0	2	1	1	0	1	0	0	8
耐			震	3	2	3	2	1	3	1	1	2	1	0	1	20
賃	貸		借	3	3	1	1	0	5	3	2	1	0	0	0	19
不	動		産	2	1	2	1	3	3	3	0	0	3	0	0	18
建築	基	準	法	0	1	1	1	1	0	1	0	4	2	0	0	11
法			律	3	2	5	4	3	6	5	7	1	2	2	3	43
税			金	1	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	5
マン	リシ	3	ン	2	8	5	4	5	2	61	1	7	2	6	6	109
リフ	' オ	_	4	7	3	7	3	4	4	3	3	4	2	1	2	43
7	の		他	2	3	4	6	4	3	1	4	0	1	0	0	28

# 4. 県営住宅の管理

# (1) 県営住宅の管理状況

県が管理している県営住宅の管理戸数は、平成20年3月31日現在148団地、19,629戸(公営18,877戸、改良住宅656戸、地域特別賃貸住宅22戸・特定公共賃貸住宅74戸)です。(第19表参照)

構造別にみると、準耐1,199戸、中高層18,430戸です。 また、昭和20年度から50年度までに建設された県営住 宅のうち6,191戸が譲渡や用途廃止等により処分され ています。

第19表 県営住宅の管理戸数 平成19年度末

地域別にみると、千葉市が7,388戸と最も多く、次いで市原市2,210戸、船橋市1,224戸、習志野市1,174戸、成田市1,158戸の順で続き、以上5市で全体の67.0%を占めています。平成20年3月31日現在、県営住宅への入居状況は、入居戸数18,434戸、入居率93.9%です。

県営住宅の管理業務は、家賃の決定、入居者の募集、 修繕など広範囲にわたっており、管理体制の充実を図 るために、昭和47年度から財団法人千葉県都市公社(現 千葉県まちづくり公社)に業務を委託してきましたが、 平成18年度から千葉県住宅供給公社に管理代行をさせ ています。

(単位:戸)

	県		営	
公 営	改良	地 域 特 賃	特 公 賃	計
18,877	656	22	74	19,629

# (2) 管理業務

## ア.募集

県では、毎年度新築した住宅の新規募集と、空家 が生じた場合の入居者募集(空家募集)を行ってい ます。

空家募集については、平成9年度までは毎月抽せ んを行っていましたが、平成10年度からは団地別・ 種別ごとに年4回の抽せんに変更しました。

これらの募集の際には、社会福祉の観点から母子・父子世帯、高齢者世帯、身障者世帯等に対しては、当選率が有利になるように配慮しています。

平成19年度中の募集状況は、下表のとおりです。 (第20表参照)

第20表 平成19年度 入居者募集状況

[	X	分		募集戸数(A)	応募者数(B)	応募倍率(B)/(A)
公	営	住	宅	1,054	13,102	12.4
改	良	住	宅	19	300	15.8
1	合	言	t	1,073	13,402	12.5

# イ.家賃

毎年度、入居者からの収入申告に基づき、当該入居 者の収入及び当該県営住宅の立地条件、規模、建設時 からの経過年数に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃 以下で、政令で定めるところにより、決定することに なっています。

## ウ. 収入超過者等の現状と対策

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者のための住宅 ですから、その主旨を充分生かすため、入居後3年を 経過し、政令月収が200,000円(裁量階層は268,000円) を超える入居者は、収入超過者に認定され、住宅を明 け渡す努力義務が生じます。

また、入居後5年を経過し、政令月収が2年連続して397,000円を超える入居者は高額所得者に認定され、住宅を明け渡す義務が生じます。

なお、改良住宅においては、入居後3年を経過し、 政令月収が137,000円(裁量階層は178,000円)を超え る入居者は収入超過者に認定され、住宅を明け渡す努 力義務及び割増賃料を支払う義務が生じます。

県では、収入超過者等に対し退去先の住宅の斡旋を しております。

第21表 収入超過者等の現状 (平成19年度認定)

(単位:戸)

区	分	年度末入居者	収入超過者	高額所得者
公 営 住	宅	17,763	1,877	17
改良住	宅	593	84	-
合	計	18,356	1,961	17

# a . 家賃の算定方法

- ( ) (本来入居者の家賃)=(家賃算定基礎額)×(市町村立地係数)×(規模係数)
  - ×(経過年数係数)×(利便性係数)
- ( ) (収入超過者の家賃) = (本来家賃) + [(近傍同種の住宅の家賃) (本来家賃)]

× (割増率:下表)

政令月収	収入超過者となってからの期間	割増率
200,001円~238,000円	1 年目	1 / 5
	2 年目	2 / 5
	3年目	3 / 5
	4年目	4 / 5
	5年目以降	1
238,001円~268,000円	1 年目	1 / 4
	2 年目	2 / 4
	3年目	3 / 4
	4年目以降	1
268,001円~322,000円	1 年目	1 / 2
	2年目以降	1
322,001円以上	1年目以降	1

( ) (高額所得者の家賃) = (近傍同種の住宅の家賃)

「政令月収」とは、「公営住宅法施行令」(昭和26年政令第240号)第1条第3号に定める「収入」をいう。 入居しようとする家族全員の年間総所得から扶養控除額などを差し引いた後の額を12(ヵ月)で除した額。

# b.家賃計算の例(平成19年度)

千葉市(市町村立地係数 1.10)にある床面積63㎡(規模係数 0.90) 築3年(経過年数係数 0.9883)の住宅で、利便性係数は0.90、近傍同種の住宅の家賃は100,000円とする。

# 例 1 政令月収165,000円の場合

53,200円×1.10×0.90×0.9883×0.90 46,800円

# 例 2 政令月収253,000円の場合

81,400円×1.10×0.90×0.9883×0.90 71,600円

(収入超過者となってから1年目の場合の家賃)

71,600円 + (100,000円 - 71,600円) × 1 / 4 = 78,700円

# c . 家賃算定基礎額

国が毎年度貯蓄動向調査から家賃算定基礎額を改正します。

入居者の政令月収	家賃算定基礎額	備考
0~123,000	37,100	
123,001 ~ 153,000	45,000	
153,001 ~ 178,000	53,200	
178,001 ~ 200,000	61,400	
200,001 ~ 238,000	70,900	収入超過者及び裁量階層
238,001 ~ 268,000	81,400	収入超過者及び裁量階層
268,001 ~ 322,000	94,100	収入超過者
322,001 ~	107,700	収入超過者

# d . 立地係数

国が設定します。

1.10	千葉市、市川市、船橋市
1.05	松戸市、習志野市、柏市、浦安市
1.00	流山市、我孫子市
0.95	木更津市、佐倉市、市原市、八千代市、鎌ケ谷市、四街道市
0.90	野田市、成田市、東金市、酒々井町、富里市、白井市
0.85	茂原市、袖ケ浦市、印西市、大網白里町
0.80	銚子市、館山市、君津市、八街市、いすみ市、印旛村、栄町
0.75	香取市、勝浦市、鴨川市、富津市
0.70	上記以外の市町村

## e . 規模係数

戸当たり住戸専用面積÷70㎡

# f . 経過年数係数

	木 造 以 外	木 造
一般地域	1-0.0039×経過年数	1-0.0087×経過年数
既成市街地	1-0.0010×経過年数	1-0.0051×経過年数

# g . 利便性係数

県が県営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、県営住宅の設備その他の当該県営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して0.7以上1.3以下で定めます。

# 用語の説明

## 【本来入居者】

一般県営住宅の使用者で、その収入が入居収入基準内の者、及びその収入は入居収入基準を超えるが入居期間が3年未満の者をいう。

## 【収入超過者】

一般県営住宅を引き続き3年以上使用し、入居収入基準を超える収入がある者をいう。収入超過者には、 住宅の明渡し努力義務が生じる。

# 【高額所得者】

一般県営住宅に引き続き5年以上入居している者で、最近2年間引き続き公営住宅法施行令で定める基準を超える収入がある者をいう。その基準は月額397,000円である。高額所得者には、住宅の明渡し義務が生じる。

## 【近傍同種の住宅の家賃】

民間住宅の家賃とほぼ同程度になるよう、公営住宅法施行令において定められた方法により算定された家賃をいう。

# 【家賃算定基礎額】

入居者の収入に応じて設定されるもので、いわゆる応能部分であり、具体的には公営住宅法施行令第2条 第2項に規定する収入区分ごとに定まる額である。

# 【裁量階層】

「特に居住の安定を図る必要がある」(公営住宅法第23条)世帯として入居収入基準の緩和が図られた世帯をいう。

# 【収入分位】

全国の世帯の年間収入の低いものから高いものへ順に並べたもの。収入分位25%とは、収入の低い方から25%という意味である。